

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

④ 貸倒引当金の設定について

Q：貸倒引当金の設定について教えてください。

A：通常法人は、貸金の貸倒れによる損失の見込額として貸倒引当金の設定が認められています。この貸倒引当金の対象となる貸金は、売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権で、具体的には、受取手形、売掛金、貸付金（従業員に対するものを含む）、貸付金の未収利子、未収入金等となっており、預貯金、保証金、敷金、預け金等はその対象から除かれ、債権償却特別勘定等がある場合にも同様に除かれます。

また、貸倒引当金の繰入限度額は、期末において対象となる貸金の額×繰入率で求めることとなりますが、この繰入率は、法定繰入率と実績率とがあり、それぞれ会社の選択適用となっています。まず、法定繰入率は、法人の主たる事業の割合によってその割合が異なり、具体的には、卸売り及び小売業1000分の10、製造業1000分の8、金融及び保険業1000分の3、割賦小売業1000分の13、その他の事業1000分の6となります。次に実績率は、会社の過去3年間における実際の貸倒れの発生率のことで（過去3年間の貸倒損失の合計額×12/左の各年度の月数の合計）÷（過去3年間の各年度末の貸金の合計額÷左の各年度の数）＝実績率（小数点以下4位未満切上げ）と計算します。例えば、過去3年間に急な貸倒れがあり、それが多額のものであれば、法定繰入率ではなく、実績率による方法が有利となるケースもでてくることになります。なお、

資本金1億円以下の法人については、さらに繰入限度額の116%相当額とすることができます。

